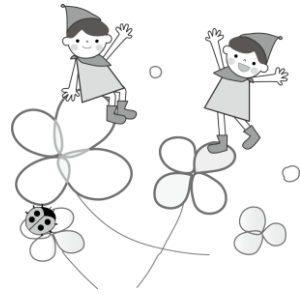


【令和2年度】放課後児童クラブ 入所のご案内



保護者が仕事等で日中家庭にいない児童に対し、放課後及び学校休業日に、家庭に代わる生活の場として適切な遊びや集団生活中の指導を行うことにより、児童の健全な育成を支援する事業です。

1. 施設概要(笠間市内の小学校に併設されています)

	児童クラブ名称	定員	施設設置状況
1	笠間小児童クラブ	200人	単独クラブ室
2	稲田小児童クラブ	80人	学校校舎内教室
3	みなみ学園児童クラブ	60人	単独クラブ室
4	友部小児童クラブ	190人	単独クラブ室
5	大原小児童クラブ	37人	学校校舎内教室
6	穴戸小児童クラブ	60人	単独クラブ室
7	友部第二小児童クラブ	115人	単独クラブ室
8	北川根小児童クラブ	80人	単独クラブ室
9	岩間第一小児童クラブ	77人	学校校舎内教室
10	岩間第二小児童クラブ	38人	学校校舎内教室
11	岩間第三小児童クラブ	80人	学校校舎内教室 他

2. 実施日・利用時間

児童クラブは、次のとおり実施しています。

平日(学校授業のある日)	放課後から午後7時まで
土曜日(国民の祝日は除く)	午前7時30分から午後7時まで
学校長期休業期間、県民の日、創立記念日、学校振替休業日等	午前7時30分から午後7時まで

※日曜日、国民の祝日、年末年始、お盆はお休みします。

※台風や降雪、インフルエンザ等感染症拡大を防止するための臨時休校日はお休みします。

3. 利用料

①保護者負担金(児童クラブ利用料)月額5,000円 ※8月のみ月額8,000円

⇒笠間市が徴収します。口座振替又は納付書でお納めください。

②おやつ代(クラブ毎に別途徴収)

③行事等会費(クラブ毎に別途徴収)

4. 入所基準

市内在住又は市内の小学校(義務教育学校含む)に通う児童が対象で、保護者が次の①～⑤の理由で放課後保育ができない場合に限りです。

①共働き ②疾病・障害等 ③家族の看護・介護 ④出産 ⑤他特別の理由

※④出産については、産前・産後のみが対象となります。育児休業中は、保護者が自宅にいる状態になるため、対象とはなりませんのでご注意ください。

対象児童：小学校1～6年生(施設定員を上回る申込があった場合は低学年等を優先します。)

5. 申込手続

○令和2年度入所 一斉申込について

4月から通常入所する方は、下記のスケジュールとなります。

①申込書類の準備

- ◆ 申込書類は、本所子ども福祉課、各支所福祉課、各児童クラブに常備してあります。
- ◆ 笠間市ホームページからもダウンロードできます。
- トップページ⇒保健・福祉・医療⇒福祉⇒児童福祉⇒児童福祉⇒放課後児童クラブ

②申込書類に必要事項を記入し、添付

- ◆ 笠間市放課後児童クラブ入所申込書・生活調査票①・生活調査票②
- ◆ 保育のできない証明書(勤務内職証明等)※父母ともに必要です。

③申込窓口で入所申込

◆令和2年度一斉入所申込受付期間

令和元年11月1日(金)～令和元年11月29日(金)まで

◆申込窓口は、「本所子ども福祉課」「笠間支所福祉課」「岩間支所福祉課」の3箇所です。

◆受付時間は、8:30から17:15までです。(平日のみ)

なお、次の日程で窓口受付を19:30まで延長します。

本所子ども福祉課 2019年11月6日(水)・11月13日(水)

11月20日(水)・11月27日(水)

※各支所福祉課では、窓口延長を行いませんのでご注意ください。

④2月上旬に入所の可否通知が届きます

⑤入所児童保護者説明会(3月)

◆入所児童保護者説明会については、各児童クラブで開催いたします。

○令和2年度入所 随時申込について(令和元年11月29日を過ぎて申込む場合)

利用したい月の前月20日までに書類を揃えて入所申込をしてください。

⇒翌月1日からの入所選考を行い、可否通知をお送りします。

※一斉入所申込み期間中の申込みが優先になります。一斉入所申込で定員を超えた場合は、低学年等であっても入所できませんのでご注意ください。

6. 注意事項

◇申込は必ず保護者の方が行ってください。ファックスや郵送による申込は受け付けません。

◇定員を超える申込があった場合、審査により入所の可否を決定いたします。

◇保育所保育料や児童クラブ保護者負担金・おやつ代等の滞納がある場合、入所できません。

◇現在入所されていて、来年度も継続入所を希望される場合でも申し込みが必要です。

7. 問い合わせ先 子ども福祉課 ☎ 0296(77)1101 (内線165)

8. 放課後児童クラブ 一時利用について

「仕事や行事で、月に数日だけ留守番させなければいけない。」「夏休みは子どもが家で一人になる。」などの理由がある場合、お子さんを児童クラブでお預かりします。

ただし、希望する児童クラブが定員に達している場合はお預かりできませんのでご了承ください。

入所基準

- ・ 月に10日未満で利用したい方
- ・ 突発的に保育に欠ける方（通院・入院、学校行事や冠婚葬祭に出席する日等）

申請方法

申込書類に必要事項を記入し、利用する一週間前までに申請してください。

※ 一斉入所申込期間に申込み必要はありません。

※ 「今日使います」「明日からお願いします」など急な申請は対応できません。

※ 月単位で申請してください。年間通しての申請はできません。

申込書類

- 笠間市放課後児童クラブ一時入所申込書
- 保育のできない証明書
保護者が仕事の場合：勤務・内職証明（父母ともに）
突発的に保育が欠ける場合：日程がわかる書類（母子手帳・行事の日程が書いてある手紙等）

利用料金について

平日（学校がある日）：日額 500 円

学校休業日（土曜日・夏休みなど）：日額 1000 円

- ・ 月額5,000円（8月のみ8,000円）が限度額です。限度額を超えて請求することはありません。
- ・ 出席状況を確認し、翌月に納付書を送付します。一時利用は口座振替できません。
- ・ おやつ代や行事代は各クラブで徴収しています。各クラブへお問合せください。

長期休業のお預かりについて

夏休み・冬休み・春休みの長期休業期間に保育に欠けるお子さんをお預かりします。

※ 夏休み直前の申込は定員越えのためにお断りさせていただく可能性があります。申込期間については子ども福祉課までお問合せください。

※ 第1希望が定員超えのため、お預かりできない場合があります。希望児童クラブは第2希望・第3希望まで記入してください。



児童クラブ Q and A



1. 児童クラブでは、何をして過ごしているの？

外遊びや室内遊び、自主学習などをして過ごしています。

2. 学校の宿題はどうしているの？

学習の時間を設けています。児童が自主的に宿題に取り組むように助言しています。学力や学習の状況の確認・見直しはご家庭でお願いしています。

（児童クラブ指導員は、学習指導をすることはできませんのでご了承ください）

3. おやつ時間はあるの？

毎日「おやつ時間」を設けています。保護者の方から各クラブで徴収する「おやつ代」の範囲内で、指導員が色々と工夫しておやつを用意しています。

4. 毎日の持ち物は？

児童クラブに置いておく物や毎日持ってくる物があります。詳しくは各クラブの入所説明会の時にお尋ねください。また、持ち物には名前をつける等、お子さん自身で管理ができるようご家庭で管理・確認をお願いいたします。なお、持ち物の紛失等については、原則、市及び各施設では責任を負いかねますのでご了承くださいますよう重ねてお願いいたします。

5. 自由に休めるの？

連絡をいただければいつ休んでも結構です。事前に保護者の方から直接児童クラブへ連絡（連絡帳か電話・FAX）をお願いします。

6. 急に体の具合が悪くなったり、ケガをしたときは？

状況により様子を見て、保護者に連絡しお迎えに来ていただくことをお願いする場合があります。また、緊急時、指導員が病院に連れて行く場合があります。

7. 土曜日や学校休業日に早く預けることができるの？

1日保育（土曜日や学校休業日、夏休み等の長期休業日）の開所時間は7:30～19:00です。開所時間前の保育及び閉所時間後の保育はできませんので、開所・閉所の時間を厳守ください。

※土曜日は、勤務証明書等で土曜日でも保育ができないことが証明されていて、入所申込書で土曜日の利用を申し込んでいる場合に、利用することができます。

8. 保護者以外の者がお迎えに行くことができるの？

児童クラブの送迎は、保護者が送迎を行うことが原則です。

保護者（入所時、迎えに来る人として児童クラブに登録している人を含む）の送迎が困難な場合は、事前に児童クラブに相談の上、送迎に関する「誓約書」を児童クラブへ提出ください。児童の安全を守るため、送迎に来る方の身分証明の提示をお願いする場合があります。

9. 児童クラブで「けが」をした時の保険はあるの？

児童クラブに入所している全ての児童は傷害保険に加入しています。（保険料は市負担）

児童クラブで生活している間の「けが」等により医療機関を受診した場合、入院（日額2,000円）や通院（日額1,000円）の日数に応じて補償される保険です。医療費や治療費、その他交通費等を補償するものではありませんのでご了承ください。

10. 給食のない日の昼食はどうするの？

短縮授業や学校休業等の給食がない日は、お弁当を持参してください。暖かい季節は食中毒予防のためにも保冷剤等を活用してください。

11. 児童クラブをやめる場合（退所）や長期間お休みする場合（一時退所）はどうするの？

退所する月の20日まで（10月末で退所する場合は10月20日まで）に、子ども福祉課または支所福祉課の窓口へ退所届を提出してください（印鑑（認め印）要）。退所届を事前に提出されなかった場合、その月の利用がなくても保護者負担金が発生してしまいますのでご注意ください。なお、保護者負担金の日割計算はできませんのでご了承ください。

12. 見学はできるの？

毎日運動場やクラブ室内で過ごしていますので、事前に連絡の上、見学にお越しくください。

13. 入所決定後のキャンセルはできるの？

入所決定後にキャンセルをされる時は、子ども福祉課へご連絡ください。

児童クラブに関するお問い合わせは、子ども福祉課へ ☎0296 (77) 1101 (内線165)